

第 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年2月3日(月)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

| 議席 | 氏 名 | 出席 | 議席 | 氏 名 | 出席 | 議席 | 氏 名 | 出席 |
|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|
| 1 | 山口 友三郎 | ○ | 11 | 平 山 修 | ○ | 21 | 副島 博司 | ○ |
| 2 | 松尾 直一 | ○ | 12 | 橋口 忠次郎 | ○ | 22 | 中島 善重 | ○ |
| 3 | 前田 英司 | ○ | 13 | 森 登喜男 | ○ | 23 | 井手 憲一郎 | ○ |
| 4 | 福田 義晴 | ○ | 14 | 内海 敏光 | ○ | | | |
| 5 | 齊藤 厚男 | ○ | 15 | 梅崎 義純 | ○ | | | |
| 6 | 池田 良一 | ○ | 16 | 藤森 秀喜 | ○ | | | |
| 7 | 藤田 勉 | ○ | 17 | 前田 國太郎 | 欠 | | | |
| 8 | 市丸 和男 | ○ | 18 | 土井 末義 | ○ | | | |
| 9 | 西山 哲 | ○ | 19 | 前田 儀三郎 | ○ | | | |
| 10 | 岩永 孝雄 | ○ | 20 | 竹本 照雄 | ○ | | | |

議事録署名者 11番 平山 修

13番 森 登喜男

5. 事務局職員

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------|------|-----|-----|
| 農地係長 | 原 利彦 | | |
| 農地係員 | 松尾慎也 | | |

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

| | | |
|-----------|---|--------|
| 議案 第 8 号 | 農地法第 5 条の申請について | (3 件) |
| 議案 第 9 号 | 農地法第 4 条の申請について | (1 件) |
| 議案 第 10 号 | 農地法第 3 条の申請について | (6 件) |
| 議案 第 11 号 | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 16 件) | |
| 議案 第 12 号 | 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業） に伴うあっせん委員の指名について | (1 件) |

8. 報告事項

| | | |
|----------|-------------------------|--------|
| 報告 第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項通知の受理について | (1 件) |
| 報告 第 4 号 | 農地の形質変更届出について | (1 件) |
| 報告 第 5 号 | 非農地証明願について | (1 件) |
| 報告 第 6 号 | 農地法第 3 条許可後の申請者の変更について | (1 件) |

9. 連絡事項

なし

| | |
|----|---|
| 議長 | みなさん、こんにちは。 (挨拶) |
| 議長 | <p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は欠席者1名、17番の前田國太郎委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は11番 平山委員、13番 森委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <p>議案第 8号 農地法第5条の申請について 3件 議案第 9号 農地法第4条の申請について 1件 議案第10号 農地法第3条の申請について 6件 議案第11号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年 16件 議案第12号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名に ついて 1件</p> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 報告第4号 農地の形質変更届出について 1件 報告第5号 非農地証明願について 1件 報告第6号 農地法第3条許可後の申請者の変更について 1件</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第8号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第8号 農地法第5条の申請の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、 平面図が3ページと4ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町岩谷地区です。</p> <p>借受人が、農家住宅及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1) のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっ ていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の 他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま す。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図と平面図が6 ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> |

借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案の1ページ、5番になります。

図面は、案内図と字図が7ページ、土地利用計画図と平面図が8ページになります。

申請地は、松浦町金石原地区です。

譲受人が、農業用倉庫を建設するための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案第8号農地法第5条の申請は以上3件です。

| | |
|------|--|
| 議長 | それでは、農地法第5条3番について担当委員から説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 借受人が、農家の住宅を建設するためにあちらこちらと条件に合うような場所を探しておられました。最終的に叔父の貸付人の土地を借地することになりまして、許可がおりれば農家住宅を建設したいということで、承認を求められております。区長、生産組合長の承認を得ておられました。私も現地を確認しましたところ、周辺の農地関係者に対しての被害や水利用の関係などについて特に問題はないと判断した次第です。場所は平面図が1ページに付いております。上の方が伊万里で、下の方が山内町と伊万里市の境です。甲117番地10というのが本人の借地希望する土地でございます。この周辺の水路は右側に流れておりまして、特にここに水田を宅地で嵩上げをした場合においても、水関係については影響がないと考えられます。生産組合長も承認しており、私も問題はないと考えましたので印を押した次第です。 |
| 議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。 |
| 担当委員 | この場所は、平面図を御覧いただくと5ページです。上の方が上伊万里です。中間にJA伊万里農機具センターがあります。この申請地の上が元畜産試験場で、今は特別支援学校があります。その前の住宅地のところに太陽光発電をつくるということで私の家に申請を持って来られました。現地の字図を見ますと複雑になっておりましたので、私も現地を見に行ったところでした。この図面のおり番地がたくさんあって、4つの番地が黒く囲まれておりますが、実際の現地は本人が圃場整備をして、一枚の水田になって現在稲作をされておられるということでした。それからもう一 |

| | |
|------|---|
| | <p>点、斜めに線が2本入っております。ここも水田かなと思いがら行きましたところ、ここは高圧線が地上権設定にされている区域だそうです。電線から下4メートルは地上権設定がされているところ。その下に甲2602番地10、四角に囲んである4つのところに太陽光発電施設を、少し嵩上げをして太陽光発電をつくるという申請でした。要するにこの下には家は出来ないわけですね。高圧線のために地上権設定がしてあるということで、何か考えられたと思いますが、6ページの図面のとおり太陽光発電をつくるというような申請でした。農業委員会として水路、それから第三者に迷惑がかからないかどうか、その辺を現地で見ましたところ、隣も周囲も自分の土地だということで水利関係については問題ない、交通関係についても問題ないということで、区長の印も押してありました。私も特に問題ないと考えましたので承認した次第です。ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>ここは松浦町中野原でございます。この農業用倉庫については、3年位前に建てておられましたので始末書を添付して申請をされております。そしてこの倉庫の今は畑ですけど、その畑裏を譲渡人のほうから譲受人の名前に名義変更をしたいということで申請をされております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>5番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、 議案第8号 農地法第5条の申請 3件 について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第9号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第9号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、3番になります。</p> <p>なお、許可を受ける前に植林していたことに対して始末書が添付されております。</p> <p>図面は、案内図と字図が10ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町内野地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、植林をするための申請であり代替地の検討をすることができないため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第9号 農地法第4条の申請については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>12月に現場を見に行きました。私も全然行ったこと無かったところですが、県道には非常に近いのですけれども、道路がなくトラクターも入らないようなところです。植林はもう十数年</p> |

| | |
|-----------|---|
| | 前に親父さんが植えられたそうです。一応書類も揃っておられましたので、私も捺印いたしました。御審議よろしくお願ひします。 |
| 議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| 19番 委員 | 9ページの右側の字図231、229番、これは田か畑でまだ農地として利用されているのでしょうか。 |
| 担当委員 | 同じ区間でもう植林してあると思ひましたけれども。その辺りは1回木を植えてから伐採してありまして、境界も全然わからないような状態になっておりました。 |
| 事務局 | 担当委員がおっしゃられたとおり、この周辺は完全に山林で木も樹齡20年以上のものも多くありまして、そういう現況でございます。そして、場所によってはもともと山林だったところもありまして、今おっしゃった231と229番この辺りはもともと農地ではなく、地目はため池ですが現況は山林でした。中に今回申請をして頂ひている田の地目と畑の地目が混在してありますが、現況は山林だけれども公簿が田、畑の部分のみが今回の4条の申請に上がってきておりました。 |
| 議長 | まだ波多津町は地籍調査がこれからで、昔のままの字図になっておられます。 合筆の状態ですとどんどん固定していかれると思ひます。他にございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第9号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第10号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願ひします。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案第10号農地法第3条の申請6件について説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>5番から10番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>9番につきましては、許可後の経営面積3,549㎡のため伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、その位置、面積等からみて隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地で、隣接している農地を耕作している者が権利を取得する場合がありますので、農地法第3条第2項第5号に掲げる場合の同項ただし書きの政令で定める相当の理由である、農地法施行令第6条第3項第3号に該当し、許可の例外となっております。</p> <p>それ以外については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第10号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第11号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>議案第11号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御説明します。議案の4～5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が13名で、面積は、田が40,000㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>議案第11号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p> |
| 農業委員 | <p>利用権設定で18番、これは保全管理の目的とありますが、どのような意味で利用権設定したのですか。</p> |
| 事務局 | <p>この土地が減反対象の農地に入っているということで、土地の所有者さんが佐賀市にお住まいということで、代わりに保全管理を地元の黒川町の方が引き受けられたということでございます。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、議案第11号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第12号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第12号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>議案の15ページの2番です。</p> <p>今回あっせんの申出が南波多町で出ております。南波多町での申出であるため、東部地区担当の井手委員と前田英司委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案の16ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は売買される予定で、今回あっせん委員の指名をしております。</p> <p>報告第3号については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> |
| 農業委員 | <p>南波多町大曲字中原とありますが、この下に同じく字向原とありますが、大曲に向原という字はございません。</p> |
| 事務局 | <p>申し訳ございません。御指摘のとおり、15ページに申請地3筆ありますが、その真ん中の地番が同じ土地でございます。そちらに表示されているとおりの地番、これが正しい地番になります。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第4号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第4号農地の形質変更届出1件について説明します。</p> <p>議案は、17ページの4番になります。図面は、案内図と字図が10ページ、平面図と断面図が11ページになります。</p> <p>申請地は瀬戸町本瀬戸地区です。</p> <p>こちらは申請地を嵩上げし田として耕作するための届出です。</p> <p>報告第4号については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>この件については、昨年10月か11月ごろ印鑑もらいに来たきり、なかなか出ないもので、もう辞めたのかなと思っていたわけですよ。そしたら、今回上程されたものであります。</p> <p>これはですね、牧島小学校から椿にずっと行く裏道があるのですが、その住宅並んだ一番先のところです。そこに申請者の父の家がございまして、この横のところ、図面では三角になっていますが、ここは道路沿いの水田ではあるのですが湿原地みたいになっているものですから、ここの嵩上げをして水田として残していきたいということです。ここの隣接者はほとんど申請者ですけど、生産組合長、区長の印鑑等もありましたので、承諾しました。御審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長 | <p>4番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第5号非農地証明願1件について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第5号非農地証明願1件について説明します。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>議案は、18ページの1番になります。図面は、案内図と字図が12ページ、平面図が13ページになります。</p> <p>申請地は黒川町塩屋地区です。詳細な場所は図面12ページの案内図で御確認下さい。</p> <p>申請地には、昭和51年に住宅を建築されております。非農地化後、20年以上経過していることが確認できる資料として課税台帳で昭和51年新築との確認を行いました。現地調査においても現況宅地であり非農地となっております。</p> <p>報告第5号については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>1番について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第6号農地法第3条許可後の申請者の変更について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>資料は19ページになります。大規模開発につきましては、昨年度10月の委員会で5条申請と3条申請の承認をいただいております。3条につきましては、農業委員会の許可ですので、委員会の承認をもって許可となりますが、5条については県の許可、そのあとに国との協議が必要ですので、12月の県の常任委員会議で承認後、県と国との協議が行われました。この協議の中で、開発組合は、申請者に成り得ないとの国の指摘がありまして、県は許可権者の裁量で申請者を議案に上程しているとおりに変更をするということで調整が行われました。3条につきましても開発組合で申請をされていたので、5条に準じるかたちで措置をするということで、先日会長の先決をいただきましたので、今回報告というかたちで提出をさせていただきます。以上です。</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>報告第6号農地法第3条許可後の申請者の変更について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第2回の農業委員会を閉会します。</p> <p><<<議事終了>>></p> |
|----|--|